

令和8年度

た よう せい
多様性を考えよう
Let's think!

小学生用



秋田県・秋田県教育委員会

もくじ

第1章 多様性に満ちた社会づくりについて

- 1 多様性^{た ようせい}に満ちた社会とは 1
- 2 多様性に満ちた社会になることで 2
- 3 多様性に満ちた社会の実現^{じっげん}のために必要なことについて考えてみよう ... 3

第2章 差別はどんなもの？

- 1 差別とは 4
- 2 差別について考えてみよう 4

第3章 いじめはどんなもの？

- 1 いじめとは 6
- 2 いじめについて考えてみよう 6

第4章 差別やいじめをしないための視点

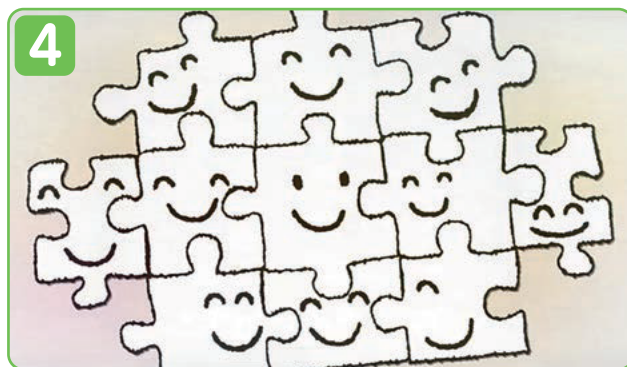
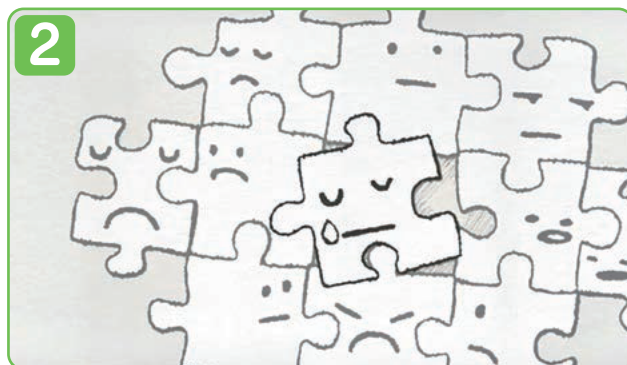
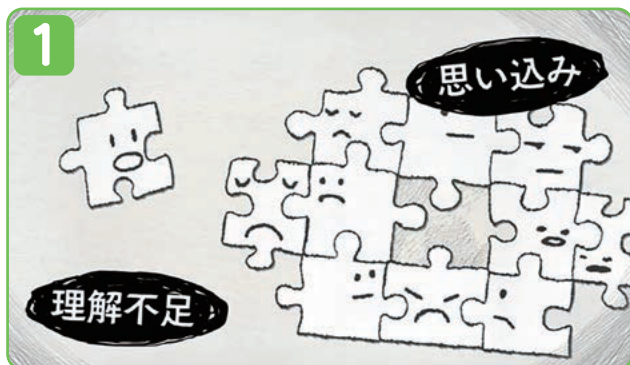
- チェックシート 8

第5章 詳しく知りたい場合や相談^{くわ}したい場合

- 1 多様性に満ちた社会づくりについてのウェブサイト 9
- 2 困ったことがあったら 9

第1章 多様性に満ちた社会づくりについて

1 た よう せい 多様性に満ちた社会とは



これは、どんなことを表しているのだろう？

秋田県では、「差別」や「いじめ」などをなくし、みんなが、それぞれを大切にし合い、おたがいに助け合う社会を県民の目標にしました。

こうした社会を「多様性に満ちた社会」と呼び、県のきまり(※)を作りました。

※県のきまり「秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例」

メッセージ動画

「ピース みんないい秋田」

次の二次元コードで動画を見ることができます。



② 多様性に満ちた社会になることで

① 多様性に満ちた社会では

こんな経験はありませんか？

- あなたは、「男(女)らしくないから△△するな」、「子どもなんだから□□のようなことは言うな」というようなことを言われたり、聞いたりしたことはありませんか。
- 性別の違いや、子どもだからというだけで、意見を受け入れてもらえなかったり、したいことができなかったりしたというようなことはありませんか。
- 性別や子どもであることのほか、自分の努力ですぐに変えることができないことを理由として、不利なあつかいをされたようなことはありませんか。

性別や、子どもであることなどは、人の個性の一つです。多様性に満ちた社会では、このような個性が周りの人に大切にされます。

その結果、どのような人も、ほかの人との関わりの中で自分らしさを発揮することができるようになっていきます。

② 多様性に満ちた社会になると

人の個性などが大切にされ、認められるところには、年齢、性別、人種などを問わず、いろいろな人が集まりやすくなり、いろいろな考え方やアイデアが生まれやすくなります。

いろいろな考え方やアイデアがあると、新しいものが作られたり、問題をこれまでにない方法で解決したりすることができます。

新しい考えやアイデアによる活動は、地域の活力となり、いきいきとした秋田県をつくれます。



③ 多様性に満ちた社会の実現のために必要なことについて考えてみよう

① 多様性に満ちた社会づくりを進めるための環境

あなたの身の周りでは、このような環境が守られていますか？

- 一人一人が大切にされる環境
- おだやかで平和な生活が守られる環境
- 地域の住民として、どのような活動にも関われる環境

このような環境が守られていないと、生活にどのようなちがいがでるのか考えてみましょう。

② 差別やいじめをなくしたい

新型コロナウイルスの感染が拡大したときには、秋田県内でもかかった人などに対する差別が問題となりました。また、それだけでなく、お年寄り、外国人、障害のある人などの中には、差別やいじめにより暮らしにくさを感じている人もいます。

多様性に満ちた社会づくりのためには、差別やいじめをなくす必要があります。

◎ 多様性に満ちた社会づくりは、SDGs(※)の考え方の一つである、「誰一人取り残さない」社会づくりにもつながる考え方です。



※SDGs(エスディージーズ)とは、「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」を略したもので、2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された、2030年までの国際社会全体の目標です。17のゴール(目標)と169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指しています。

第2章 差別はどんなもの？

1 差別とは

自分の努力ではどうすることもできないことや、努力しても変えることが難しいことなどを理由に、ほかの人と比べて低いあつかいや不利なあつかいをすることを差別といいます。

【例】 性別 障害 よくすることが難しい病気 生まれた国など

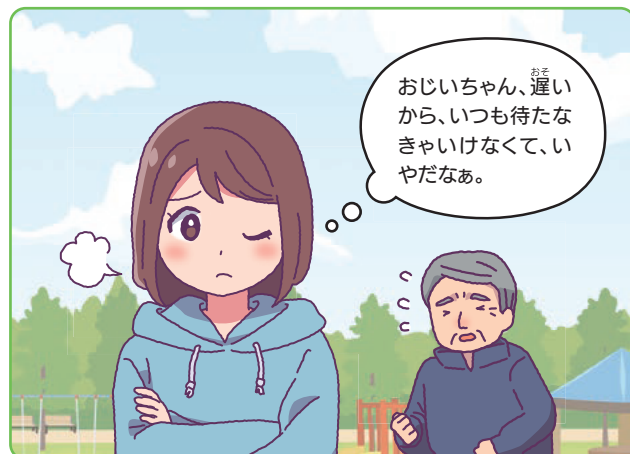
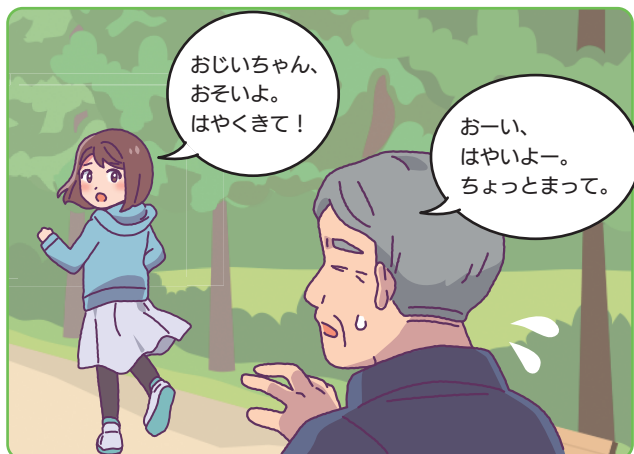
2 差別について考えてみよう

次のやり取りを見て、あなたはどのように感じますか。みんなで話し合ってみましょう。

① 男子なのに、女子なのに



② お年寄りと歩いているときに



③ その他の差別

このようなことをされて傷ついた、という話をまとめています。なぜ、傷つくのか、周りの人と話してみましょう。

種 類	内 容
性別を理由とした差別	学校で女子から「物を運ぶのは男子の仕事だから女子はやらなくていいよね」と言われた。 料理や洗濯は、女の人の仕事だと言われた。
障害を理由とした差別	障害のある子どもが、公園で「他の子に迷惑をかけるから来ないでほしい」と言われた。 レストランで、障害があることを理由に来店しないように言われた。
感染症の患者などに対する差別	教室でせきをしたら、友だちから苦情を言われた。 個人の体質や、家族への感染予防といった事情があるにもかかわらず、周囲と違うことを理由にマスクの着用や取り外しを強要された。
性的少数者に対する差別	男の子が「自分は女の子になりたい」、「女の子の服を着たい」と話したら、「気持ち悪い」と言われた。 同性が好きであることを、勝手に周囲に言いふらされた。
外国人に対する差別	外国人であることで「〇〇人は出て行け」、「国に帰れ」などと言われた。 外国人であることで周囲から話しかけられず、冷たく無視された。
年齢を理由とした差別	お年寄りが店でクレジットカード払いに時間がかかっていたら、「年寄りには現金で払え」と他の客にせかされた。 「まだ子どもだから何も分からないはずだ」と言われて、意見を無視された。

多様性に満ちた社会づくり理解促進動画 喫茶ダイバーシティ

多様性に満ちた社会づくりについて、理解を深めるための動画を公開しています。

次の二次元コードで見ることができます。



障害及び障害者への 理解の促進ハンドブック

障害等について、理解を深めるためのハンドブックを公開しています。

次の二次元コードで見ることができます。



第3章 いじめはどんなもの？

1 いじめとは

学校の仲間どうしなどの間で、心や身体が傷つくようなことをされ、それを受けた本人が苦しさや痛さを感じているものをいいます。

行った側がいじめたと思っているかどうかは、関係ありません。

2 いじめについて考えてみよう

① こんなこともいじめに当たります

次のようないじめは、周りにいる人も見聞きすることが多く、いじめの事実気づきやすい形の例です。

- 遊びのふりをしてたたかれたり、けられたりする
- わざと体をぶつけられる
- いやなあだ名や「きもい」「死ね」などの悪口を言われる

ただ、次のような、周りから隠れて行われやすく、すぐには気づかれにくい形のいじめもあります。

- 遊びや活動のときに、仲間に入れてもらえない
- 無視をされたり、冷たい態度を取られたりする
- 席を離されたり、近くを通るときに避けられたりする

また、最近はパソコンやスマートフォンなどを使った、インターネット上での「ネットいじめ」が増えています。次のようなことなどに心当たりはありませんか？

- SNSなどに悪口を書かれたり、勝手に画像や動画をとられて、インターネット上にのせられたりする
- いたずらやおどしのメールを送られる
- チャットグループやオンラインゲームで、わざと仲間から外される

② いじめを見つけたときは

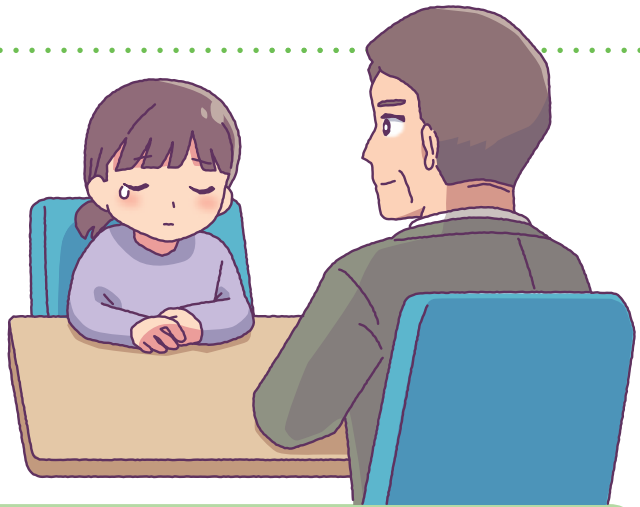
ほかの人がいじめを受けているときに、はやしたてることや、見て見ぬふりをすることは決して許されません。

いじめを見つけたときは、止めさせたり、だれかに知らせたりするなど勇気ある行動が必要です。

③ 自分がいじめられたときは

どのような理由があっても、いじめは許されません。

いじめを受けたことがあったり、今も受けていたりするのなら、一人で悩まず、先生、友だち、家族などに相談することが大切です。



相談先について

いじめについて、先生や家族などに相談しづらい場合は、専門の相談窓口^{せんもん まどぐち}に相談することもできます。

◆24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310

◆すこやか電話

秋田県総合教育センター 0120-377-804

秋田県教育庁^{ちやう}北教育事務所^{じむしょ} 0120-377-914

秋田県教育庁中央教育事務所 0120-377-904

秋田県教育庁南教育事務所 0120-377-943

- 秋田県総合教育センターまたは各教育事務所の相談員が対応します。

(月曜～金曜8:30～17:00、祝日、年末年始^{のぞ}を除く。)

※相談先は、9ページにも記載^{きざい}しています。

あなたがいじめを受けていることや、ほかの人がいじめを受けていることを先生や相談員、家族など信頼できる大人に相談したときは、相談を受けた人は、相談してくれたあなたを必ず守り通します。

あなたの話をしっかり聞いて、どうすれば解決^{かいけつ}できるかを、真剣^{しんけん}に考えていきます。

第4章 差別やいじめをしないための視点

差別やいじめは、これまで説明したもの以外にもたくさんあります。

気づかないうちに、周りの人を困らせていないか、次のようなことに気をつけるとよいでしょう。

【チェックシート】

内 容	チェック
相手をいやがらせたり、悩 ^{なや} ませたり、悲しませたりする行動をしていないか。	☐
相手にけがをさせたり、痛 ^{いた} い思いをさせたりするような行動をしていないか。	☐
性別 ^{せいべつ} など相手の努力では変えることのできないことを理由にした行動をしていないか。	☐
自分がされたりいやだと思う行動をしていないか。	☐
相手だけでなく、周りの人がいやがるような行動をしていないか。	☐
自分だけが正しいと思う行動をしていないか。	☐

みんなで
考えよう

これまで学んできたことから、『多^た様^{よう}性^{せい}に満ちた社会』に向けて、どのようなことが大切だと感じましたか。また、『多^た様^{よう}性^{せい}に満ちた社会』に向けて、学校や家庭で自分にできそうなことを書いてみましょう。

あなたの考えについて、友だちや家族と話し合ってみましょう。

第5章 くわ 詳しく知りたい場合や相談したい場合

① た よう せい 多様性に満ちた社会づくりについてのウェブサイト

秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」内に、多様性に満ちた社会づくりについて、県のきまりやメッセージ動画などいろいろな情報じょうほうをまとめてあります。

検索けんさくサイトで「秋田県 多様性」と検索するか、右の二次元コードを読み取ってみましょう。



② 困ったことがあったら

① まどぐち 差別等相談窓口

差別などについて相談したい場合は、次に連絡れんらくしてください。

県人口戦略課せんにんりゃくの相談員が対応します。

【電話】 070-4106-4564（相談員直通）

【メール】 右の二次元コードを読み取ってください。

【受付】 月曜～金曜 9:00～17:00
(祝日、年末年始を除く。)



② 差別などの種類ごとの相談窓口

次のとおり、差別などの種類ごとの相談窓口もあります。

各相談窓口の相談員などが対応します。

差別の事由等	個別相談窓口 こべつ	TEL
性別 せいべつ	ハーモニー相談室(秋田県中央男女共同参画センター)	018-836-7846
障害 しょうがい	障害者110番(秋田県身体障害者福祉協会 ふくし)	018-863-1290
すべて	こどもの人権110番(法務局または地方法務局 ほうむ)	0120-007-110
性的指向、性自認等 せいてき せいじにん	ハーモニー相談室(秋田県中央男女共同参画センター)	018-836-7846
外国人	秋田県外国人相談センター(秋田県国際交流協会 こくさい)	018-884-7050
いじめ	24時間子供SOSダイヤル こども	0120-0-78310
	すこやか電話 秋田県総合教育センター 秋田県教育庁北教育事務所 秋田県教育庁中央教育事務所 秋田県教育庁南教育事務所	0120-377-804 0120-377-914 0120-377-904 0120-377-943



多様性を考えよう

発行 令和8年7月

秋田県・秋田県教育委員会

この副読本はデータで見ることが
できます。
右の二次元コードを読み取っ
てください。



〔問い合わせ先〕

秋田県人口戦略部人口戦略課

〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

電話018-860-1232 FAX018-860-3870